

令和5年度第1回北名古屋市地域公共交通会議 議事録

日時 令和5年8月4日（金）

午後2時～午後3時

場所 北名古屋市役所 西庁舎
4階 403会議室

事務局	<p>それでは定刻前ですが皆さまお揃いですので、ただいまから、令和5年度第1回北名古屋市地域公共交通会議を開催いたします。</p> <p>本日進行を務めます、事務局の法月と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次第に沿って進めてまいります。</p> <p>はじめに、磯部会長からごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>会長を務めております、中部大学の磯部でございます。</p> <p>暑い中ありがとうございます。このような暑い中出かけられることもなかなかないと思いますけれど、用事があれば出かけるということ、これが交通を利用して行うということでございます。</p> <p>コロナの時代はいわゆる不要不急の出かけは控えるように言われておりましたが、不要不急というのも定義が難しいことだと思います。</p> <p>皆様個人個人の理由があって、動きたい方にとっては交通は大事なことだと思います。コロナも一段落して、もっとお出かけする機会が増えると思いますのでそういったときに交通が皆様の期待に添えるかということが大事だと思いますので、</p>

	<p>よろしくお願ひいたします</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。それではここからは、北名古屋市地域公共交通会議条例第6条第1項の規定により、会議の進行を会長にお願いいたします。</p>
<p>会長 (議長)</p> <p>地域公共交通 担当</p>	<p>それではここからは、私が議事進行を務めます。円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願ひします。</p> <p>今回は、採決を行う議題はございません。報告と説明になりますのでよろしくお願ひします。はじめに、次第2、(1)地域公共交通会議の廃止について、担当から報告をお願ひします。</p> <p>担当の反橋と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料1地域公共交通会議の廃止についてをご覧ください。</p> <p>6月に北名古屋市議会本会議が行われまして、その中で北名古屋市地域公共交通会議条例を廃止するというところで議会に上程しました。</p> <p>提案理由としては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を設立するため条例を廃止するということとなります。</p> <p>地域公共交通会議の在り方については、前回の地域公共交通会議で説明しましたが、ここから先は自主組織として運営する形となります。</p> <p>条例に基づく組織ですと、市の附属機関となり</p>

	<p>自主運営とは別の形になってしまうため、今回、条例を廃止して、後程説明する新しいルールを策定した中で運用していくものとなります。</p> <p>地域公共交通会議条例を廃止する条例により令和5年9月1日をもって廃止することになります。</p> <p>以上となります。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか？</p> <p>(意見・質問等なし)</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の項目に移ります。</p> <p>(2)新たな地域公共交通会議の発足に向けた準備について、担当から説明をお願いします。</p>
<p>地域公共交通 担当</p>	<p>同じく反橋より説明いたします。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>地域公共交通会議の在り方について、これまで道路運送法に基づく会議体として行ってまいりました。</p> <p>市の組織体系からすると、きたバスの運行に関しての会議体という位置づけでありましたが、地域公共交通はきたバスだけでなく、タクシー、自転車等の様々なモビリティのツールがあります。</p> <p>バスだけの運用で賄われているわけではありま</p>

せんので、平等にバス、タクシー、自転車、自転車駐車場も鉄道利用者等の公共交通を補完する事業であるということで、すべてのチャンネルを持った中で今後審議していく必要がある、それに基づいて地域活性化再生法に基づく二法協議会化を、ということで新たな公共交通会議の在り方というのを運輸局から助言をいただきながら、条例の廃止、新しい地域公共交通会議の規約を作っていくという流れで進めております。

愛知県におかれましても、バス対策協議会を廃止した中で、新しく公共交通協議会という形ですべての公共交通のチャンネルを一手に今後計画を立てていくということで、今年度新たに発足して進めているところですが、北名古屋市においても、それに倣ったかたちで準備を進めている次第です。

資料２ ページ目以降に、北名古屋市の規約（案）を準備しております。

今現在、運輸局から助言をいただきながら、まだ調整をしているところですが、このような形で整えつつあるということをご承知いただければと思います。

また、内容に関しては必要に応じて修正をしているところです。

今後、概ね10月を目途に新しい地域公共交通会議を発足させ、今ここにいるメンバーの中からは、鉄道事業者、タクシー事業者の方が新たに参加するのと、市内の各団体においても行政主導ではなく、各事業を展開されている団体、例えば、

子育て支援の団体、高齢福祉関係の団体、障がい者関係の団体など様々なチャンネルの団体にここに座っていただいて、公共交通会議を運営していく形になります。

また、予算措置については、現在は市の一般財源から予算措置をしておりますが、今後は事実上独立という形になります。地域公共交通会議で通帳を持ち、北名古屋市からの負担金、国からの補助金等で運営していくことになり、この会議体で予算、決算、会計監査等を行っていくということになりますので、金銭的側面で責任が出てくる団体となりますので、ご承知おきください。

10月に立地適正化計画の公表予定となっております、その公表がされたら、速やかに公共交通担当で計画を確認し、地域公共交通計画の策定の準備に入ります。

また、今年の年末から年明けにかけて中部運輸局愛知運輸支局より国庫補助の意向調査の予定があると伺っていますので、計画策定の意向があるということで、国庫補助の申請をする予定にしております。

令和6年度については、1年間かけて計画を作っていくことになります。

特に公共交通関係団体の皆様におかれましては、これまでの経験、知識を北名古屋市の地域公共交通計画に注ぎ込んでいただきたいので、計画策定にあたりましてはご協力のほどよろしく願いいたします。

続きまして、資料2ページ以降をご覧ください。

2 ページ目からが、新しく設置する地域公共交通会議の設置規約となります。

主だった箇所について説明いたします。

会議の設置目的については道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく協議会となりまして、規約案に記載の通りです。

続いて、所掌事項について、(1)から(5)の事項がございますが、(2)の活性化再生法の規定に基づく地域公共交通計画の策定、見直し及び実施に関する事項が現在の条例に基づく地域公共交通会議にはありませんでした。これからは計画を立てて、ほかの市町村の計画とのすり合わせ、北名古屋市内の各関係団体からのヒアリングをし、策定して参ります。

続いて4 ページ目の第5条第7項でコロナ禍において会議の開催に苦慮したことを受け、会議を必ず面前で会って行わなければならないというルールが市の大半を占めていたのですが、新たな規約を作成するにあたり、書面やウェブ会議を行えるようにすることにより柔軟に会議が開催できるように努めていきたい、という思いからこの条文をつけております。

続いて第7条の専門部会について、バス、タクシー、自転車駐車場に関係する部会を立ち上げる予定で進めております。自転車駐車場については、無料の自転車駐車場が2か所（徳重・名古屋芸大駅周辺及び上小田井駅）、西春駅周辺は無料自転車駐車場がないという状態ではありますが、無料であ

るがゆえにオーバーフローの状態になっていたり、マナー・モラルが守られないといった諸問題を抱えていることから、鉄道事業者、関係民間企業を含めて別の会議体で自転車駐車駐車場の在り方、盗難・防犯対策全般で協議を進めています。本協議会の中では愛知県の方が参加いただいています。

今回、新しく公共交通会議を立ち上げるにあたり、バス・タクシー・鉄道の利用者いずれにもかかわらず、自転車駐車場を利用することは往々にしてあり得ると、公共交通を補完する事業であるという判断のもと、自転車駐車場に関係する部会を組み込むということで準備を進めています。

続いて、8ページの専門部会の設置規約の中身になります。

別表（第3条関係）タクシー部会、鉄道部会、ケッタ部会ということで、北名古屋市の特徴をなすために、自転車駐車場に関する部会をケッタ部会と称させていただき、主に市内に路線を有する鉄道事業者の代表者、あとは自転車駐車場に関する企業も地域公共交通会議に参加していただく予定にしており、そちらを専門部会として自転車駐車場の在り方について協議を行います。有料・無料の自転車駐車場がありますが、バス、タクシーの料金の協議、検証を行う上で、自転車駐車場の料金も重要となるため、そういったことが一体として検討できるような専門部会の構造としております。

続きまして、9～10ページです。市内循環バ

ス事業における軽微な変更の定義と取り扱いについて、現在のきたバスの運用に関して、いかなる変更、バス停の位置を少し変える、緊急を要して運行ルートを変えるとといった場合においても制度的には地域公共交通会議の了承を得た上で運用しなければなりません。

ただし、地域住民の要望、安全性を考えた上で、ここにバス停があると危ないのではないか、通学路とバスのルートがかぶっているのが危ないのではないか等といったことを検証しても、地域公共交通会議を開催して、そこで了承を得ないと前に進めないということになると、地域公共交通会議を現在は年2回しか開催しておらず、それまで待つとなると、地域の方から時間がかかりすぎているのではないかという要望もあり、あくまでも地域の実情の緊急性があるものに限定して事後報告事項とします。中部運輸局、西枇杷島警察署、道路管理者等への必要な届け出に関しては、必要な手続きをしたうえで、また、市民、利用者に対しては広く周知することを前提として、先行して担当部局の判断で行い、公共交通会議の席では事後報告とさせていただく計画としております。

続いて、11～12ページについて、現在は名古屋市地域公共交通会議条例に基づく形で運用しているため、傍聴規則などは全て市のルール下において一体としていましたが、今回独立するため、傍聴規則を整え、遵守事項を定めております。

続いて14ページについて、地域公共交通会議に参加される方への報酬と費用弁償についての規

	<p>程になります。原則として北名古屋市の報酬規程を参考にしながら作っております。</p> <p>続いて16ページ以降は事務取扱規程となり、事務方職員のルールとなりますが、こちらも北名古屋市に倣ったかたちで運用を行っていきます。</p> <p>以上で資料2の説明とします。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか？</p>
<p>大野委員</p>	<p>軽微な変更の定義及び取り扱いについて、でございますが、名鉄バスの自主路線も北名古屋市内を走っておりますが、名鉄バスについてはこの定義、取り扱いからは外れるという扱いになりますか。</p> <p>民営・公営分けずに、バスという括りでの扱いでもよかったのではないのでしょうか。</p> <p>他の自治体でよくあるのが、地域公共交通会議でありながら、公営のコミュニティバスのための会議体となっており、それを懸念している。</p> <p>公共交通全体を考えるのであれば、民営、公営平等に取り扱うべきではないのでしょうか。</p>
<p>地域公共交通 担当</p>	<p>現状は案となりますので、民営・公営関わらずバスとしての取り扱いとさせていただくこともできます。</p> <p>「軽微な変更の定義及び取り扱いについて」を今回、規程や規約と同じタイミングで、同様の扱い</p>

	<p>のように取り上げてしまったのがわかりづらかったかと思います。本来は規程、規約とは別に考えるべき内容で、経路や停留所の位置の変更を都度公共交通会議に諮るためにご要望、お困りの市民の方を待たせてしまうという状況を回避したいがためのもので、きたバスのためにだけということとは本意ではありませんので、内容精査し大きく捉えられるよう検討して参ります。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>本件は県の公共交通会議との関連もあるかと思えます。路線バスは県の会議で取り扱う案件と、市町村に任せる案件との仕切りがあったように思いますが、県担当の方いかがでしょうか。</p>
<p>小出代理</p>	<p>バスの担当ではないのですが、県が幹線を取扱っていることは承知しています。民間のバスについては市との協議だと思っていました。</p> <p>その切り分けは今後考えていくべきところだと思います。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>それでは中部運輸局の方いかがでしょうか。</p>
<p>岡本代理</p>	<p>県と市町村との切り分けについて、県に話を伺っている中では幹線の中でも2市町村跨がっていて、市町村合併において2市町村が1自治体になったところなどは市が担当するなどそのあたりを現在細かく詰めている状況であり、まだ具体的に決まっていないということは聞いています。</p>

<p>会長 (議長)</p>	<p>国の会議、県の会議、市の会議でそれぞれが何を取扱うのか、という話があり、また軽微な取扱いをどのように考えるのかという2本立てで考えなければならないと思います。</p>
<p>松浦委員</p>	<p>国の申請の関係も様々あり、例えば、停留所の名称変更は事後届けでよい、ということもあります。中部運輸局の方でそういった軽微の考え方が決まっているところもありますので、そこを参考に検討してもらうのが良いかと思います。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>ありがとうございます。届出でよいのか、許可が必要なのか、なども整理していただけると市のルールとしてもわかりやすいものになると思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>地域公共交通 担当</p>	<p>ありがとうございます。 コミュニティバスの担当と公共交通の担当を兼ねていることもあり、切り分けて提示すべきところを公共交通の話とコミュニティバスの話を混ぜてしまったので、今後整理して検討して参ります。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>ほかにご質問等ございますでしょうか。 (意見・質問等なし)</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>それでは大枠は提示の内容で進めて頂いて、細かい調整が必要でしたら早めに関係者と調整して</p>

<p>会長 (議長)</p> <p>循環バス担当</p>	<p>ください。</p> <p>(3)市内循環バス関連、ア今後の改定予定について、担当から説明をお願いします。</p> <p>きたバスの改定予定についての報告です。</p> <p>協議・報告時期については資料3の(3)に記載のとおりであります。</p> <p>改定内容について、(1)は現在、乗務員の実労働時間をあおい交通と協議し、実走時間を計っておりますが、事実上の減便ということになるかと思えます。</p> <p>(2)は一部のバス路線について、慢性的な渋滞が発生し、遅延が起きているため迂回路線、運行路線の追加の検討をしており、今月の下旬には運行路線の下見、試走をする予定です。</p> <p>(3)、(4)について、住宅の開発等によりバス停の位置が駐車禁止の場所になってしまう等の事情で止む無く廃止にせざるを得ないバス停、また、利用者の減少により、今回ダイヤ改定により運行の時間が短くなるため、時間の確保の必要性があることもあることからバス停の位置を再考したり、状況によっては廃止ということを考えております。</p> <p>周知方法については、広報北名古屋2月号もしくは3月号で特集を組む予定です。また、市のホームページ、LINE等での告知をします。</p> <p>路線図については全戸配布を予定しておりますが財政部局との調整中であるため、あくまで予定</p>
----------------------------------	--

	<p>となります。</p> <p>バス停の移設については、地域性が強いため、バス停周辺の自治会に回覧を依頼する予定にしております。</p> <p>以上となります。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか？</p>
<p>岡本代理</p>	<p>今回提示いただいたのはあくまで予定であって、一任するという事ではないということの良いですか。</p>
<p>循環バス担当</p>	<p>今のところ、変更ダイヤも決まっていないので、これから決めていき、皆様に協議をお願いするところです。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかに質問等ございますでしょうか。</p>
<p>多田委員</p>	<p>名古屋タクシー協会の多田です。</p> <p>先ほどの資料2と関連がありますが、この今後の改定予定については、きたバスの一部改正があるということだと理解しています。</p> <p>令和6年度の計画策定について、きたバスも含めてほかの交通がどのような姿になっていくのか、これが一番重要だと思いますが、計画の策定そのものがいつになるのかということと、きたバ</p>

<p>地域公共交通 担当</p>	<p>スの改定がどのくらいの改定になるのかという点について検討していることはありますか。</p> <p>まず、計画策定について、規約の中で専門部会を作ってそれぞれの分野で審議を進めていくことになりませんが、規約自体が地域公共交通会議の議決を経ていないので、次の10月の会議での議決を経て、令和6年度の計画策定については準備を進めていく予定であります。</p> <p>計画は、令和7年度から計画の運用が始まるものとして準備を進めています。令和6年度については各団体から意見聴取や計画策定の事務を皆様と共創していきたいと考えております。公共交通会議は5回ほど開催する予定にしておりますが、専門部会はさらに細かく開催し各事業者からのヒアリング等実施することになります。</p> <p>令和5年10月に公表を予定しているの立地適正化計画を事務局として読み込み、地域公共交通計画策定するための準備に入りたいと思います。</p> <p>きたバスの改定については、大まかな言い方にはなりますが、バスの乗務員の運転時間が法定の時間を超えないように、朝の始発便または、夜の最終便を1本無くす、また、4時間の勤務毎に30分の休憩が必要であるため、休憩時間を確保できるように組み立てるといったことを行います。</p> <p>ですので、バスの利用者等のための改定というよりはバスの乗務員の労働時間の適正化が目的となります。令和6年4月から法律の適用が始まるので、それまでの間に法令を順守したダイヤに改</p>
----------------------	--

<p>多田委員</p>	<p>定する予定となります。</p> <p>説明ありがとうございました。</p> <p>次回10月の会議で基本的な方針を示していただき、令和6年2月に各交通事業者の状況把握ということで、タクシーにおいてもどのように活用したらよいのかということ、事業者からヒアリングし、タクシーの活用方法を含めた新しい計画を盛り込んでいく、その準備に取り掛かるという理解で良いでしょうか。</p>
<p>地域公共交通 担当</p>	<p>タクシー業界ですと、実際には第四フジタクシーと名鉄西部交通に今年5月中頃からヒアリングを実施しておりまして、計画を策定するスケジュールだけで動く間に合っていない可能性があるため、可能な限り職員で事前に、タクシー業界の現状や個々の諸問題を拾い上げた中で、計画策定にあたりスムーズに反映できるよう、先行して引き続きヒアリングを実施していく予定です。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>今回のバスの改定はルートの変更というよりはダイヤの改定ということですね。</p> <p>何が課題かをあらかじめ知っておくことで、計画は作りやすくなると思いますので、前倒しで情報を集めるのは悪くないことだと思います。</p> <p>ほかに、ご質問ありますでしょうか</p> <p>(意見・質問等なし)</p>

<p>会長 (議長)</p>	<p>それでは、次の項目に移ります。</p> <p>イ G T F S - J P の供用開始について、担当から報告をお願いします。</p>
<p>循環バス担当</p>	<p>きたバスの運行時刻をオープンデータとして7月1日にG T F S - J P の供用開始をいたしました。</p> <p>オープンデータ化し必要な諸手続きをすることで、グーグルマップなどで検索をしたルートの候補としてきたバスを用いたルートも表示されることとなります。</p> <p>愛知県内においては実施済み団体が37団体、今年度実施予定が北名古屋市も含め5団体、未実施が13団体となります。</p> <p>ただ、オープンデータ化したものの、Google社、Yahoo!Japan社などへ必要手続きを実施した後各社のタイミングで反映されることになるため、現時点ではまだきたバスのデータは反映されておられません。</p> <p>テストデータは添付資料のとおりとなり、エラーなどは発生していません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか？</p> <p>(意見・質問等なし)</p>

	<p>一度オープンデータで公開してしまうと、時刻やバス停の位置の変更の都度速やかに変更手続きが必要となるため大変になると思いますが、対応よろしくをお願いします。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>それでは、次の項目に移ります。</p> <p>(4) タクシー関連、ア地域公共交通「リ・デザイン」勉強会への参加について、担当から報告をお願いします。</p>
<p>地域公共交通 担当</p>	<p>資料5になります。</p> <p>4月28日に地域公共交通「リ・デザイン」勉強会に参加して参りました。</p> <p>ラストワンマイル、ドア to ドアの移動において、自ら動ける方ばかりではないことは、免許返納者支援事業における免許返納者へのヒアリング等でも把握しており、タクシーというチャンネルは必要不可欠であると認識しています。</p> <p>その中で、地域公共交通計画を策定するにあたって、タクシー協会に聞くだけで終わりということではなく、実際に北名古屋市内を運行している、第四フジタクシー、名鉄西部交通に対し、市から話をかけさせてもらい、それぞれの現状とこれから先の悩み事についてヒアリングをしております。</p> <p>名鉄西部交通については、北名古屋市内に営業所を構え、車両を確保しながらも運転手がない、とはいえこのまま衰退していくことを避けたい、何か打開策を考えなければならないが、その考え</p>

る人手さえもない状態にある、非常に危機的な状態であることを伺いました。

第四フジタクシーについては、北名古屋市内に営業所はありませんが、北名古屋市からの委託事業、例えば選挙の投票管を運ぶ業務などを請け負っていただいていることから、ヒアリングを行いました。

名鉄西部交通と同じような実情であるとともに、今後タクシー事業として生き残りをかけていけないといけなないので、スポンサーを募ったり、市役所に働きかけたり、乗り合いタクシーも視野に含めてタクシーの生き残る道であれば何でもいいという話もありました。

その中で市役所が協力してもらえることはなんだ、地域公共交通会議ができることはなんだということに気にされていました。

両社とも、地域公共交通計画の策定にあたりご協力いただけることは確認しており、自社の利益よりもタクシー業界として生き残れる計画を立てることに協力する旨を第四フジタクシーよりいただいております。名鉄西部交通についても、人手不足の状態ではあるが、こういった計画は最初から関わっていることが重要という認識のもとご協力いただけることとなりました。

今後、計画策定については、地域の実情をよく理解されている第四フジタクシー、名鉄西部交通に適宜ヒアリングを実施するとともに、1年という計画策定期間では、私どもの知識不足もあり、タクシーの状況を把握するのに間に合わないと考え

	<p>え、先行してヒアリングを実施して、計画の一助とさせていただき、地域公共交通会議に参加いただくなどご協力いただくことを予定しております。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>この勉強会について、名古屋タクシー協会の多田専務理事が、開催者側として参加されておりましたので、皆様にお伝えしたいことがございましたら一言お願いいたします。</p>
<p>多田委員</p>	<p>この検討会は私が仕掛け人となり、学識者の方等に参加いただき、今後どうしたらよいかという危機感をもって、検討会を開催させてもらった。</p> <p>公共交通に関してはタクシーに限らず人材不足が問題であり、公共交通の担い手がなくなると地域の足がどうなるのかと、ここに大きな問題意識を持っています。一方で免許返納の話もありますが、車に乗らないと生活ができない方々は多く見えると思います。そういった方々をどうやったら助けられるのか、そこに対しタクシーがどのような役割を果たせばいいのかということを勉強会では国の有識者会議に参加されている名古屋大学の加藤教授より講義をいただき、タクシー事業者、学識者、国交省を交えて意見交換をさせてもらった内容となります。</p> <p>また、何もしないとタクシーは見捨てられる。タクシーに代わる新しい移動手段の台頭、ライドシェアという自家用有償運送、自家用車で対応する、という話ですが、果たしてそれで利用者の安</p>

全は守られるのか、という問題意識の中で、国は様々な施策を発表しております。

今後、具体的にタクシーとして使える施策はどのようなものがあるのか、タクシー事業者自らかみ砕いて理解する必要があります。

計画におけるタクシーについては、タクシー事業者の現状把握から始めてもらい、タクシーであれば何ができるのか、というところを自治体と共有してもらいたい。リ・デザインでは「共創」という言葉を使っていますが、違う立場の方々とどうなったら、良くなるか、地域の公共交通を守っていけるのか、という共創です。

自治体とタクシー事業者の共創、タクシー事業者とバス事業者の共創など、をどうやって進めたらよいのかという問題提議がされ、国交省から様々な制度改正を含めた支援をいただいています。

現在タクシーの業界では大きなイノベーションが起きています。

配車アプリを使うと、時間、料金が確定し、また何時に来るのかということも表示されます。好みのタクシー会社を選ぶことも可能です。1台のタクシーに相乗りも可能です。また、ダイナミックプライシングという、需要の過多によって利用料金変動する仕組みもあります。

タクシーはドライバーの売上が給料に直結するため、需要の多い所で仕事をするようになります。

そのため、この地域のタクシー運転手は北名古屋に行くより名古屋の市街地に行きます。

	<p>そうなると、この地域のタクシーはどうするのかということを考えなければならないが、どういった手法があるのかはタクシー事業者から提案があると思います。</p> <p>それから、A I、オンデマンド交通、例えばチョイソコという乗り物が、全国的に普及しております。</p> <p>良いか悪いかは別にして、複数の利用者の予約に応じて、最適なルートを選択し、乗り合いで移動をするという仕組みです。</p> <p>いずれにしても自治体との共創をどのようにしていくかを考えなければ、タクシー事業者は需要の多い地域以外から消えていくことになります。</p> <p>バス停まで歩けないような方の移動をどうやって守っていくのか、そこにタクシーの役割、期待されていることがあると考え、どうしたらこの地域でタクシーの配車がスムーズに行くのかをこれから皆様と考えていくというのが大きいテーマになっていくとご理解いただきたいと思います。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか？</p> <p>(意見・質問等なし)</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>いずれにしても様々な移動手段を考えていかなければならないが、タクシーというのはあまり分</p>

	<p>かっっていなかったというのが事実です。</p> <p>利用促進するための仕掛けや、活用法があったりすると思いますので、地域の交通の大事な部分として、鉄道・バスと一緒に考えていかなければならないと思います。</p>
<p>松浦委員</p>	<p>北名古屋市において、自家用有償運送はされていますか。</p> <p>地方ではタクシー会社がなくなっており、白ナンバーで経費を徴収する運行がやむを得ずされつつあるということ聞いています。</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>この地域であれば福祉有償運送になると思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>地域公共交通 担当</p>	<p>あるにはありますが、かなり限定されており、広く自由に乗れる状態ではありません。</p> <p>デイサービスを利用しているご家族の方が送迎のために乗っているということは聞いたことがあります。</p> <p>デイサービス会社のサービスを利用していく中で、関係者の方が移動で利用するということは聞いたことがありますが、市が主導ではなく企業主導で行っているため、事務局で細かく把握はしておりません。</p>
<p>松浦委員</p>	<p>小牧市ではもう少し一般化したものがあり、認定は市が行うものと思いますが、自家用有償運送の認定の権限は市にあり、そこでは私も公共交通</p>

<p>会長 (議長)</p> <p>岡本代理</p>	<p>会議の委員でいますけれど、残念ながら本来タクシーが潤沢ならばタクシーが運行するのですが、タクシー事業者としては反対したいところですが、呼ばれても行けないといった状態であり反対できる体制がなく、それであれば、タクシーの半分までの経費の負担ならば利用者に求めてもいいのではないかという話になっています。</p> <p>タクシー事業者としては残念ながら、各地でそういったことが起きています。</p> <p>中部運輸局の方お願いします。</p> <p>松浦委員がおっしゃられる通り、福祉ではなく、自家用有償運送は基本的に地域公共交通会議で承認されればできることになります。</p> <p>公共交通機関がその地域にない、バスの乗り入れができない、バスの営業所があまりにも遠くてそこまで行くことができないなど一定の枷がある地域において、協議会等で承認されると運行することができ、運賃は2分の1までであったと思いますが徴収することが可能という制度はございます。</p> <p>では、田舎でしかできないかというところでもなく、バスが道的に走ることができない、タクシー事業者が遠い地域というのは往々にして存在していて、そういった地域は自家用有償運送で、という話をいただくことがあります。</p>
--------------------------------	---

<p>会長 (議長)</p>	<p>いろいろな事例がございますので、少し勉強が必要かもしれません。</p>
<p>多田委員</p>	<p>専門用語が出てくると住民代表の方々は話についてこられなくなると思いますので、そういった言葉から皆様と情報共有を進めることが重要だと思います。</p> <p>今の議論は、公共交通会議で合意形成が図られれば、自家用車で、お金を徴収して運行しても良いというものが、いわゆる公共交通空白地域対応の、主に自治体が主体的に運営するものになります。</p> <p>もう一つは、体が不自由で、ご自身では公共交通を単独では移動できない方は、移動に対し時間を要しかつ特別な対応を要します。自宅に上がり、車いすから車に乗せる、車いすを載せられるリフトを装備した車両等を用意し、病院などに出かけていただく、いわゆる福祉有償運送とありますが、こちらは協議会で取り上げてても良いというのが国の考え方ですが、協議会に取り上げている事例はあまりありません。</p> <p>つまり、体の不自由な方が現状取り残されているというのが実態だと思います。では、そこに対してタクシーが何をすることができるかということについて、タクシーは需要の多い所に行く就先ほど申し上げましたが、それは生産性が高いため、障害のある方の運送は時間がかかりすぎることを理由にタクシーは敬遠をしてきたというのが過去の実態です。</p>

<p>会長 (議長)</p>	<p>こういった現状がある中で、国土交通省は、まずはタクシー、タクシーで対応できなければ自家用有償運送、それでも対応できなければ、無償の運送でも仕方がない、こうもしないと本当に困っている方の移動に対応できないということで、まずはタクシーで何ができるかを考えてもらって、それで対応できなければ自家用有償運送となるわけですが、二種免許を持っていない高齢者が移動困難な高齢者を運ぶということが安全・安心かどうかということは考えてもらいたいと思います。</p> <p>現状のドライバー不足は公共交通の安心・安全に大きく影響することをぜひ考えていただきたい。</p> <p>いろいろな法律があり、立場もあるので複雑ではありますが、それをしっかり考えてこの町にあった交通の在り方を考えていくのがこれからの地域公共交通会議の役割になっていということだと思います。</p> <p>事務局はいろいろな情報を集めて整理しわかりやすく提供するということが必要になりますのでお願いいたします。</p> <p>そのほかございますでしょうか。</p> <p>(意見・質問等なし)</p> <p>ありがとうございました。</p>
--------------------	---

	<p>最後に、皆さまからお伝えしたいことなどございますでしょうか？</p> <p>(特になし)</p>
<p>会長 (議長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これで、全ての議事が終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。事務局にお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第3、その他といたしまして、本日まで出席いただいた委員の皆様のうち、官公庁所属の委員と代理出席の方以外の皆様につきましては、委員報酬を、9月15日金曜日に振込みいたします。</p>
<p>多田委員</p>	<p>明日、8月5日(土)は、タクシーの日でございます。各所で様々な啓発・利用促進活動を行います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和5年度第1回北名古屋市地域公共交通会議を終了いたします。</p>